

令和2年4月28日

保護者の皆様

興譲館高等学校
校長 石下景教

休業中における家庭での過ごし方及び新型コロナウイルス感染症（疑い含む）に関する出席停止の取り扱いについて（お願い）

平素から本校の教育活動におきましては多大なるご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する対応につきましては、状況の変化に応じて適切な取り扱いについて検討を重ね、その都度文書等により連絡やお願いをしてきたところですが、このたび、休業中における検温や新型コロナウイルス感染症（疑い含む）に関する出席停止の取り扱いを、次のとおりとしますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があることをお含みください。

記

1 家庭へのお願い

- ① 毎日の検温と健康観察を行い、別紙「新型コロナウイルス感染症についての検温及び体調連絡票」に記入をお願いします。
- ② 近隣周辺でも、無症状又は症状の軽い人が、感染に気付かないまま出歩いて感染を拡大させている可能性があり、そうした中で自分が外出することで、自身が感染し、さらには高齢者等を含む家族内感染を引き起こす可能性があるため、不要不急の外出を避け、自宅で過ごしてください。
- ③ 医療機関への通院、食料の買い出しなど、生活の維持に必要な場合で、やむを得ず外出する際は、次の点に留意してください。
 - 1) マスクを必ず着用すること
 - 2) 必要最低限の人数で出かけること
 - 3) 人との距離を十分にとること（少なくとも2m）
 - 4) 帰宅後は手洗いうがいをする
 - 5) 感染者が急増している地域へ出かけること

なお、大型量販店や「3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が同時に重なる場」に出入りしないこと

2 出席停止について

- ① 学校保健安全法第19条により出席停止とする目安
 - 1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - 2) 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く場合
 - 3) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - 4) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触に特定された場合
- ② 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安
 - 1) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合
 - 2) 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
 - 3) 基礎疾患等がある児童生徒で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと診断された場合

※新型コロナウイルス感染症に関して、感染の不安や、通学に不安を感じている場合は保護者から学校へご相談ください。

3 保護者からの連絡について

本人または同居の親族が、上記①及び②のいずれかに該当する場合は、保護者が症状等について学校に連絡してください。登校を再開する際には、別紙「新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）についての出席停止連絡票を学校へ提出してください。内容を確認後登校可とします。

4 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
- ② 登校する際には「新型コロナウイルス感染症についての検温及び体調連絡票」を必ず持ってきてください。寮生は以前配布した用紙に引き続き記入してください。

【本件連絡先】

興譲館高等学校 藤井

0866-62-0124